

「宇都宮市重症心身障害児者医療的ケア支援事業」
及び
宇都宮市における医療的ケア児支援の連携
について

宇都宮市 子ども部 子ども発達センター
小暮 栄一

事業創設までの経緯 (平成19年~20年)

事業創設当時の状況

平成19年当時、宇都宮市内では、日中一時支援事業（日中支援型）として医療的ケアを実施している事業者は、「国立病院機構宇都宮病院」と県立の「とちぎリハビリテーションセンター」の2事業所のみとなっており、それぞれが複数の市町と契約していたため、宇都宮市民だけが対象ではなく、利用したいときに利用できる状況ではなかった。

「T-プロジェクト」

こうした中、平成18年度より「T-プロジェクト」を始めていた、ひばりクリニックの高橋医師から、

- 人工呼吸器をつけた子どもを預かる場合、現状の日中一時支援事業では経営が成り立たないこと
- 割増しの利用料などによって利用者の自己負担が増えるようでは使いづらくなってしまうこと

といった現状や問題点などを伺う機会を得た。

「宇都宮市重症心身障害児者 医療的ケア支援事業」の創設

こうした状況を踏まえ、宇都宮市では、日中一時支援事業のうち医療的ケアを重点化し、事業を行う医療機関等の経営の安定化を図り、在宅の重症障がい児者が、真に利用しやすい事業とするために「宇都宮市重症心身障害児者医療的ケア支援事業」を創設、平成20年度より事業を開始した。

事業の変遷

【平成19年度まで】

日中一時支援事業

『放課後支援型』

・ 特別支援学校に通学する児童生徒

『日中支援型』

・ 医療的ケアを要しない障がい児者

・ 医療的ケアを要する障がい児者

【平成20年度～】

日中一時支援事業

『放課後支援型』

・ 特別支援学校に通学する児童生徒

『日中支援型』

・ 医療的ケアを要しない障がい児者

重点化

・ 個人事業所の事業参入を促進し、実施箇所数を増やす。
・ わかりやすく利用しやすい事業体系とする。

『重症心身障害児者医療的ケア支援事業』

・ 医療的ケアを要する障がい児者

(人工呼吸器, その他の医療的ケア)

【平成21年度～】

医療機関・個人診療所

医療機関・個人診療所

平成21年度～
看護師配置の福祉施設の追加
(その他の医療的ケア)

事業の特色

※事業の詳細については別紙「概要」参照

- 従来、日中一時支援事業の委託事業者は法人に限られていたが、本事業においては法人格のある医療機関のほか、個人診療所も対象とした。
- 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者（区分A）とその他医療的ケアを行っている者（区分B）に分けて「基準額」を設け、利用時間に応じ、基本報酬単価との差額を「運営支援費」として支給。
 - ☞ 「報酬単価」は変わらないため、利用者の個人負担は増えない。
- 平成21年度には、医療機関に加え、看護師等を配置し、たん吸引等の医療的ケア（区分B）を行う福祉施設等にも対象を拡大。

医療的ケア児支援における
関係機関との連携について

支援機関連携を図るための協議の場

宇都宮市では、平成20年度より、発達の遅れや障がいなどの子どもの支援に関わる機関が連携協力するため、26の庁内外の関係部署・機関による「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」を設置しており、この会議を、医療的ケア児の支援機関連携の協議の場を兼ねることとした。

- 平成30年度より，会議においてより効果的に議論を進めるため，「医療」分野を強化。

- ☞ 従来の小児科医の委員1名のほか，市医師会の推薦により，医療的ケア児の在宅医療に精通している，ひばりクリニックの高橋昭彦医師に委員を依頼。

- 本年5月に第1回目の会議を開催し，医療的ケア児の在宅生活の現状・課題などについて，関係者間の共通理解と情報を共有。

今後の宇都宮市における 医療的ケア児への支援体制の構築に向けて

- 障がい児支援に関わる様々な機関の連携による実績が強みの「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」を中心に、更に医療機関などとの連携を強化。
- 庁内各課で実施している様々な支援策の更なる充実を図るとともに、情報の共有や利用者・事業者への効果的な周知を進めることにより、支援が必要なすべての児童・家族が使いやすい支援制度の確立を目指す。

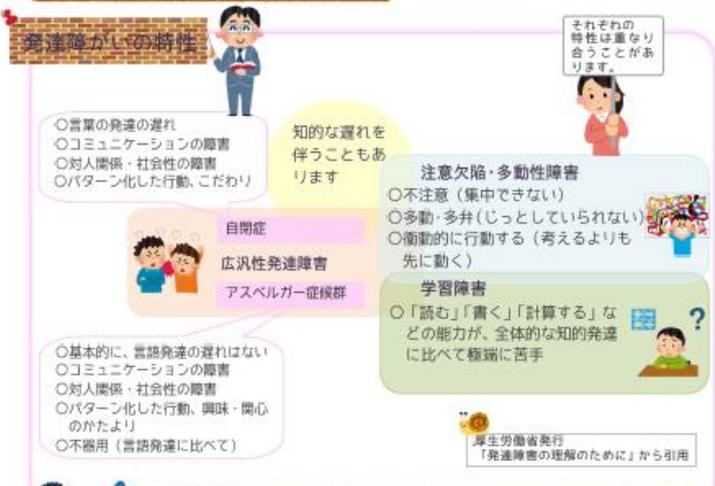
「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」で作成した 発達障がい理解啓発パンフレット



1 発達障がいってなんだろう？

発達障がいの特徴を誰もが少しは持ち合わせているかもしれません。

発達障がいの人と発達障がいではない人の境界はあいまいです。



メモ 自閉症、アスペルガー症候群の基本的な特性は同じなので、これらを区別せず、1つの連続体（＝スペクトラム）とする考え方がアメリカ精神医学会により示されました。

今後、「広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）」は「自閉スペクトラム症」という名称に変更されることもあります。

4 どんなふうに関わればいいのか？

学齢期の子どもたちは、より大きな集団の中で、周囲の大人や友達とのかわり合いを通して、様々な知識や技能を獲得し、「本当の自分」を形成していきます。

学齢期において、発達障がいの子どもたちが、自信をもって、自分のペースで確実に成長していけるように、発達障がいの子どもたち一人ひとりに応じた適切な対応が必要です。

わがママ？ しつけの問題？ → **子どもの特性を理解しましょう**

子どもたちの言動は、本人のわがママや親のしつけの問題だけでは片づけられません。かわりの第一歩として、本人の得意なところと苦手なところを理解して、得意なところは認めて伸ばし、苦手なところは少し大目に見ながらひとつずつ練習していくようにしましょう。

やる気がないの？ → **子どもを認めましょう**

子どもたちは、やる気がないわけではありません。やるうと思って努力してもうまくいかないことが多すぎるのです。子どもたちが意欲的に活動できるように、子どもの良さ、得意なこと、できていることを褒めましょう。また、結果だけでなく、しっかりと取り組もうとしているその姿を認めましょう。

騒々しくて、気が散って・・・ → **落ち着いた環境を作りましょう**

子どもたちを取り巻く環境の影響で、子どもたちが不安定な言動を示すことがよくあります。子どもたちが落ち着いて活動に取り組めるように、身の周りをすっきりさせたり、雑音を取り除いたりするなど、感覚的な刺激をできるだけ調整した環境にしましょう。

ご清聴，ありがとうございました。

宇都宮市重症心身障害児者医療的ケア支援事業【概要】

1. 事業の目的

「医療的ケア」を必要とする重症心身障がい児（者）を，医療機関や看護師等を配置している福祉施設において一時的に預かり，保護者の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の内容

見守りや社会に適応するための日常的な訓練，その他必要な支援を行う。

3. 対象者

病院から退院し，在宅に切り替えた「医療的ケア」を必要とする重症障がい児者で，以下の区分により決定。

- ① 区分A … 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行ってる児者
- ② 区分B … たん吸引，経管栄養，導尿等常時医療的ケアを必要とする児者

4. 事業者への報酬単価と利用者負担額

(1) 医療機関・個人診療所

【報酬単価と利用者負担額】（基本）

		4時間未満	4～8時間	8時間以上
人工呼吸器装着& 医療的ケアを要する者	報 酬 単 価	5,000 円	10,000 円	15,000 円
	利用者負担額	500 円	1,000 円	1,500 円

【基準額】

		4時間未満	4～8時間	8時間以上
人工呼吸器装着（区分A）	基 準 額	12,000 円	24,000 円	24,000 円
医療的ケアを要する者（区分B）		7,500 円	15,000 円	15,000 円

※基準額と報酬単価との差額を「運営支援費」として別途支給する。

(2) 看護師等配置の福祉施設（平成21年度～）

【報酬単価と利用者負担額】

		4時間未満	4～8時間	8時間以上
医療的ケアを要する者 （区分B）	報 酬 単 価	5,000 円	10,000 円	15,000 円
	利用者負担額	500 円	1,000 円	1,500 円

支払例

(例1) 人工呼吸器装着者を一人5時間預かった場合

事業者報酬 10,000 円

基準額 24,000 円

差額の 14,000 円を運営支援費として支給

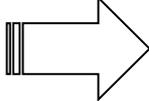
(例2) 医療的ケアを要する者を一人5時間預かった場合

事業者報酬 10,000 円

基準額 15,000 円

差額の 5,000 円を運営支援費として支給

利用実績

年度	平成20年度		平成29年度
実施箇所数	3 箇所		12 箇所
利用延べ人数	496 人		2,752 人
実績額	6,788,220 円		28,182,906 円